



島根県報

平成16年 6 月 8 日 (火)

第 1 579 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

生活保護法の規定による医療扶助を担当する機関の指定	(健康福祉総務課)	1
生活保護法の規定による指定医療機関の事業の廃止	(")	1
介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(")	2
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障害者福祉課)	2
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業の廃止	(")	3
土地改良区の役員の就任及び退任	(農村整備課)	3
島根県中山間地活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農業経営課)	3
大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定に基づく変更の届出	(経営支援課)	5
国土調査の指定	(用地対策課)	5
特定調達公告		
統合情報システム (I I M S) 機器更新 (サーバ関連・開発機器) 一式に係る随 意契約の相手方等	(医療対策課)	5

告 示

島根県告示第611号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の 2 第 1 号の規定により告示する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

医 療 機 関 の 名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人社団あべ小児科内科医院	出雲市大津新崎町 1 丁目18番地 4	平成16年 4 月16日
乃木調剤薬局田和山店	松江市田和山町111番地	平成16年 5 月25日
こころの診療所細田クリニック	松江市田和山町137	平成16年 6 月 1 日

島根県告示第612号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の 2 第 2 号の規定により告示する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団あべ小児科内科医院	出雲市大津新崎町 1 丁目18番地 4	平成16年 4 月16日

島根県告示第613号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第41条第 1 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 よろこぼう屋	通所介護	よろこぼう屋 デイサービスの家	江津市和木町660 - 2	平成16年 6 月 1 日
有限会社 カナエ	訪問介護	訪問介護事業所 鳳光	出雲市白枝町999番地	平成16年 6 月 1 日
有限会社 よろこぼう屋	訪問介護	よろこぼう屋 ヘルパーズ	江津市和木町660 - 2	平成16年 6 月 1 日
特定非営利活動法人 しあわせサービス	訪問介護	特定非営利活動法人 しあわせサービス ホームヘルパーステーション	八束郡美保関町大字北浦 728	平成16年 6 月 1 日

島根県告示第614号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第46条第 1 項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

開設者の名称	施設の名称	施設の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人 ファミリーサポートホーム 金太郎の家	デイサービス 金太郎の家	簸川郡斐川町学頭1463番地10	平成16年 6 月 1 日

島根県告示第615号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第 1 項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第 1 号の規定に基づき告示する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
特定非営利活動法人デイハウスKOMOREBI	デイサービス	知的障害者デイサービスセンター 椎の木	八束郡八雲村大字東岩坂 77 - 3	平成16年 5 月28日

島根県告示第616号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の20の規定に基づき、次の指定居宅支援事業者から、当該指定居宅支援事業の廃止の届出があったので、同法第17条の23第2号の規定に基づき告示する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
特定非営利活動法人こだま	デイサービス	デイサービスセンター こだま	松江市西嫁島 1 - 1 - 19	平成16年 5 月 1 日

島根県告示第617号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

大邑地区開発土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

清野 健也 大田市大代町新屋1565 - 2 番地

2 就任年月日

平成16年 4 月12日

3 退任した役員の氏名及び住所

理事

曾根 勇 大田市大代町新屋373番地

島根県告示第618号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成 3 年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表(第2条関係)

中山間地域活性化資金の種類		利 子 補 給 率									
		融資機関が措置要綱第3の2のア、ウ及びビオに掲げる者である場合					融資機関が措置要綱第3の2のイ、エ、カ及びキに掲げる者である場合				
1 措置要綱第2の2の(1)の加工流通施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付期間が6年以内の場合	貸付期間が7年以内の場合	貸付期間が8年以内の場合	貸付期間が9年以内の場合	貸付期間が10年以内の場合	貸付期間が11年以内の場合	貸付期間が12年以内の場合	貸付期間が13年以内の場合	貸付期間が14年以内の場合	貸付期間が15年以内の場合
		2 措置要綱第2の2の(2)の保健機能増進施設整備資金	大企業に貸し付ける場合	年1.9パーセント	年1.85パーセント	年1.75パーセント	年1.65パーセント	年1.55パーセント	年1.45パーセント	年1.35パーセント	年1.25パーセント
年1.4パーセント	年1.35パーセント			年1.25パーセント	年1.15パーセント	年1.05パーセント	年0.95パーセント	年0.85パーセント	年0.75パーセント	年0.65パーセント	年0.55パーセント
3 措置要綱第2の(3)の生活環境施設整備資金	農業協同組合等に貸し付ける場合	年1.65パーセント	年1.6パーセント	年1.5パーセント	年1.4パーセント	年1.3パーセント	年1.2パーセント	年1.1パーセント	年1.0パーセント	年0.9パーセント	年0.8パーセント
		年1.15パーセント	年1.1パーセント	年1.05パーセント	年1.0パーセント	年0.95パーセント	年0.9パーセント	年0.85パーセント	年0.8パーセント	年0.75パーセント	年0.7パーセント

年0.4パーセント

年1.25パーセント

年0.4パーセント

年1.25パーセント

附 則

- この告示は、平成16年 6 月 8 日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成16年 5 月26日から適用する。
- 平成16年 5 月26日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成 2 年 6 月 7 日付け 2 農経 A 第635号農林水産事務次官依命通知）第 4 の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第619号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 4 項の規定に基づき述べた意見（平成16年島根県告示第608号）を踏まえ、同条第 7 項の届出があったので、同条第 8 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）平田中ノ島 3 街区 島根県平田市中ノ島土地区画整理事業地内 3 工区21街区 4 - 1 他
- 届出の概要
駐車場の南東側出入口の位置
（変更前）直近の交差点から出入口までの距離が9.5mの位置
（変更後）直近の交差点から出入口までの距離が25.9mの位置
- 縦覧場所
平田市地域振興課（平田市平田町951番地 1 ）
- 縦覧期間
告示の日から 4 月間

島根県告示第620号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第 6 条第 3 項の規定により、次の地籍調査を国土調査として指定したので、同条第 5 項の規定により告示する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

国土調査として指定した年月日	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
平成16年 5 月31日	江 津 市	有福温泉地区	告示の日から平成17年 7 月31日まで

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成 7 年島根県規則第83号）第 9 条の規定により公示する。

平成16年 6 月 8 日

島根県知事 澄 田 信 義

1 物品等の名称及び数量

統合情報システム (I I M S) 機器更新 (サーバ関連・開発機器) 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県健康福祉部医療対策課 島根県松江市殿町 1 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成16年 5 月24日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社島根支店 松江市学園南 2 丁目10番14号

5 随意契約に係る契約金額

858,165,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第 1 項第 2 号の規定による。